# 東京こどもすくすく住宅認定基準チェックシート(アドバンストモデル)

建築物名称	ジェイグラン国立
作成年月日	R5. 8. 17

			必須	項目		選択	項目		
	新築		項目数	適合項目数	項目数	適合項目数	各基準別 必要適合 項目数	総必要適合 項目数	総項目数
別表 1	立地に関する基準		1	1	4	4	1		5
別表 2 - 1	住戸内に関する基準	基本性能等に関する基準	12	12	2	1			14
別表 2 - 2	住戸内に関する基準	単位空間別の基準	12	12	38	17			50
別表2 計			24	24	40	18	18		64
別表 3 - 1	共用部分に関する基準	基本性能等に関する基準	5	5	8	5			13
別表 3 - 2	共用部分に関する基準	単位空間別の基準	10	10	6	1			16
別表3 計			15	15	14	6	1		29
別表 4	子育て支援施設やキッス	バルーム等に関する基準	0		5	1			5
別表 5	管理・運営に関する基準	itti	4	4	3	0			7
別表 6	区市町村からの意見の反	一映に関する基準	0		1	0			1
別表4,5,	6 計		4	4	9	1	1		13
	合計		44	44	67	29		26	111
	チェック紀		0	K		0	K		

# 別表1 立地に関する基準

	項目		基準	セー	フティ	セレ	クト	アドバ	シスト	表記のある図面番号、計画の内容等
	グロ		<b>密</b> 华	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
1	子供の遊 び場所	が一つ以上あ (1) 子育てひ (2) 児童館や	ら徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に次の施設などること。 ること。 ろば(注2)など、乳幼児と親が一緒に過ごせる施設 図書館など、子供が室内で過ごせる施設 べる広場、公園や緑地など			□ 選択	□ 選択	■ 必須	□選択	(2)市立西児童館 (3)北第一公園 他
2	保育、教 育施設等	が一つ以上あ (1) 保育所、	ら徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に次の施設など ること。 幼稚園などの保育、教育施設 び学童クラブなどの教育施設など			□ 選択	□ 選択	■ 選択	□ 選択	(1)国立ひまわり保育園 他(2)市立国立第四小学校
3	医療施設		ら徒歩圏内(おおむね800m以内(注1))に小児科や耳鼻 が受診できる医療施設が一つ以上あること。			□ 選択	□ 選択	■ 選択	選択	青葉医院、新藤歯科医院
4	生活利便施設等	が一つ以上あ (1) 鉄道駅や (2) 食料品や (3) 銀行、郵	バス停 日用品などが購入できる商業施設 便局やATMなどの金融関連施設			□ 選択	選択	■ 選択		(1) J R 西国立駅 (2) オリンピック国立店 他 (3) 国立北郵便局
5	(4) 子供連れで気軽に飲食できるファミリーレストランなどの飲食が設 次に例示するものなど、活発な地域活動が行われていること。 (1) 自治会などによる季節行事や清掃活動 (2) 自治会や消防団などによる夜回りなどの防犯、防災活動				□ 選択	□選択	■ 選択	□ 選択	(5)地域の協力により商店や家に子どもの緊急避難所「ピーポくんの家」が設置されています。 その他、「くにたち地域コラボ」では様々な地域活動の情報発信等がされている等、広く市民活動が行われている。	
-			`本人1五口***	必 _	必 _	必 _	必 ( )	必 1	必 _	
			適合項目数	選 ()	選 1	選 0	選 0	選 4	選 0	

- 注1 各施設までの距離は直線距離による。建築物の敷地の主要な出入口から計測するものとする。
- 注2 0~3歳児とその親が気軽に集まり、親同士が打ち解けた雰囲気の中で語り合い、子供同士も遊ぶことができる常設の施設。 国の地域子育て支援拠点事業の一つ

### 別表2-1 住戸内に関する基準(基本性能等に関する基準)

				セー	フティ			セレ	クト			アドバ	ンスト		
			新领	矣	既存・	改修	新细	Ę.	既存:	改修	新	築	既存·	改修	
	項目	基準		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須である 当するがな が場合 シェック		必須で該 当するがな 位場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当するが 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等かな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
1	段差解消	住戸内の床は、次に掲げるものを除き、段差のない構造(5 mm以下の段差については、段差のないものとみなす。)とする。 (1) 玄関の出入口の段差:くつずりと玄関外側の高低差が20mm以下とし、かっ、くつずりと玄関土間の高低差が5mm以下としたもの (2) 玄関の上がりかまちの段差 (3) 浴室の出入口の段差:20mm以下の単純段差としたもの又は浴室内外の高低差が120mm以下、またぎ高さ180mm以下とし、かつ、手すりを設置したもの (4) バルコニーの出入口の段差:接地階を有しない住戸のバルコニーについては、次に掲げるもの並びにバルコニーと踏み段との段差及び踏み段とかまちの段差で180mm以下の単純段差 ア 180mm(踏み段を設ける場合にあっては、360mm)以下の単純段差としたもの イ 250mm以下の単純段差とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの ウ 屋内側及び屋外側の高さが180mm以下のまたぎ段差(踏み段を設ける場合にあっては、屋内側の高さが180mm以下で屋外側の高さが360mm以下のまたぎ段差)とし、かつ、手すりを設置できるようにしたもの (5) 居室の部分の床のうち次に掲げる基準に適合するものとその他の部分の床の300mm以上450mm以下の段差 ア 面積が 3 ㎡以上9 ㎡(当該居室の面積が18㎡以下の場合にあっては、当該面積の1/2)未満であること。 ウ 間口(工事を伴わない横去等により確保できる部分の長さを含む。)が1,500mm以上であること。 エ その他の部分の床より高い位置にあること。					□ 選択		□ 選択		■ 必須		□ 選択		(1)~(5)以外の床は段差のない構造です。 (1)外側13mm、内側3mm程度の高低差があります。 (2)玄関の上がり框に段差がありますが、出来る限り低い段差にしています。 (3)11mm程度の段差があります。 (4)了120mm程度の段差があります。 (5)該当なし
2	転落落防止 ・に険防止	(1) 転落防止のための手すりは、足がかりがなく、子供が容易によじ登れない形状とするとともに、次に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが1m以下の範囲又は開閉できない窓その他転落のおそれのないものは除く。 ア パルコニーその他これに類するもの、2階以上の窓、廊下及び階段(開放されている側に限る) (7) 原則床面 (階段にあっては踏面の先端)から1,100mm以上(1,200mm推奨)に達するよう設けられていること。 (4) パルコニーその他これに類するもの、廊下及び階段にあっては腰壁、窓にあっては窓台その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という。)には、足がかりとなりにくい措置を講じること。 イ 転落防止のための手すりの手すり子で床面(階段にあっては踏面の先端)及び腰壁等(腰壁等の高さが650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に存するものの相互の間隔は、内法寸法で110mm以下(90mm推奨)であること。 (2) パルコニーにエアコンの室外機等足掛かりになる可能性のあるものを設置する場合は、足掛かりにならないよう、室外機等の設置場所を高さ1,100mm以上	□ 必須		□ 必須		□ 必須		□必須		■ 必須		<ul><li>□ 必須</li><li>□ 必須</li></ul>	0	転落防止のための手すりは、足がかりがなく、子供が容易によじ登れない形状とします。また、共用廊下に面する窓には廊下側に面格子を設置し転落の恐れがない構造です。ア(ア)バルコニー及びサービスバルコニー及び共用廊下以外に面する窓には落下防止手摺を設置します。(イ)該当なしイサービスバルコニーは縦格子手摺を設置します。手摺子の内法寸法は60mmを採用しています。
		(1,200mm推奨) の柵で囲うか、手すりから600mm以上の距離を確保して配置するなど、転落防止措置を講じること。  (3) バルコニーに面する住宅の窓には、ロック付や錠付クレセント等の設置、開口制限ストッパーや補助錠等の設置、子供の手の届かない位置へのクレセントの	□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		■ 必須		□ 必須		確保します。 クレセントをFL+1400以上の高さに設
		設置など、窓の開閉のコントロールが可能な措置を講じること。 (4) 窓、開放廊下や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、落下物による													置します。
		(4) 念、研放所ででは及び直下に追悼、過時、出入口がある場合は、落下初による	□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		

別表2-1 住戸内に関する基準(基本性能等に関する基準)

								セー	フティ					セレ	クト					アドバ	シスト	`		
							新夠	<b>E</b>		既存・は	改修		新築		Į	既存・	改修		新	<b></b>	思	既存・i	改修	
	項目				基準			必須で該 当するがな は 場合 チェック			必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		1	<ul><li>必須で該当する</li><li>当する</li><li>おおない場合</li><li>チェック</li></ul>			必須で該 当するがな 位等がな チェック			必須で該 当するがな 位等がな チェック			必須で該 当するがお 位 場 か よ よ り り り り り り り り り り り り り り り り り	表記のある図面番号、計画の内容等
3	シック ウス対		建材は、日本		B室に係る天井裏等の下地材等に用いる特定 *規格のF☆☆☆☆表示のある建築材料等(ホ 当しないもの)とする。		必須			必須 ※			必須			必須 ※			必須			必須 ※		左記仕様とします。
			(1) 防犯対策用の	の鍵を使用する。			必須			必須			必須			必須			必須			必須		ダブルロックと鎌デッド防犯サムター ンを使用します。
4	防犯対策			話機能を有したインター レにするよう努める。	- ホン等を設置する。その場合、カメラ付き		必須			必須			必須			必須			必須			必須		TVモニター付きインターホンを設置します。
			難計画上支陸	章のない範囲において、	ら侵入が想定される階に存するものには、避 合わせガラス、防犯フィルム、鍵付クレセ 人の防止に有効な措置を講じる。		必須			必須			必須			必須		-	必須		s	必須		防犯センサー付き建具を設置します。
5	界床の音性の保保	防	ア 床スラン リート: ンクリー イ JIS A 1	告、鉄骨鉄筋コンクリートを用いた物又はこれ ートを用いた物又はこれ 1418-2 (建築物の床衝射 対して、JIS A 1419-2	住宅にあっては、150mm以上)の鉄筋コンクート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コれらと同等の面密度を有するものとする。 撃音遮断性能の測定方法)による床衝撃音レ (建築物及び建築部材の遮音性能の評価方 Li,r,H-55等級相当以上とする。								選択			選択		•	必須		□ i	選択		床スラブの厚みは200mm以上確保しま す。ただし下階が地下ビットである 1 階は150mmとしています。
			確保するため	めの方策を講じる。	<b>「効な材料、工法を採用するなど、遮音性を</b>								選択			選択			必須		□ ì	選択		
	界壁の	防	ア 界壁の原 リートネ ンクリー イ JIS A 1	告、鉄骨鉄筋コンクリ ートを用いた物又はこれ	住宅にあっては、150mm以上)の鉄筋コンクート造若しくは鉄骨コンクリート造で普通コれらと同等の面密度を有するものとする。 楽部材の遮音性能の評価方法)による音響透								選択			選択			必須		□ i	選択		界壁の厚みは200mm以上確保します。
6	音性の程保		壁の両側の対 また、当該界	対面する位置に当該界 界壁にボード類が接着。	ックスその他これらに類するものが、当該界 達を欠き込んで設けない。 されている場合にあっては、当該界壁とボー けによる空隙が生じていない。								選択			選択		•	必須		□ i	選択		左記仕様とします。
				勿については、遮音上₹ かの方策を講じる。	有効な材料、工法を採用するなど、遮音性を								選択			選択			必須		□ i	選択		
7	開口部の防音性の		サッシ等のP JIS A 4706		生能T-1等級相当以上の材料を使用する。								選択			選択		•	必須		i	選択		T-4等級を採用しています。
	確保		JIS A 4706	(サッシ)による遮音性	生能T-2等級相当以上の材料を使用する。														選択					
8	抗菌、 カビ、 ウイル 対応	抗											選択			選択			選択		□ ì	選択		ウォシュレット一体形便器ZJ1はJIS基準の抗菌効果を満たしたものを使用します。
					適合項目数	必須 選択		0	必須 選択		0	必須 選択		0	必須 選択		0	必須 選択		12	必須選択		0	

<sup>※</sup> 既存で関連法令施行以前の建築物は必須から除くこととし、改修する建築物にあっては、改修に伴い使用される建材に限るものとする。

### 別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

				セーフ	<b>7</b> ティ	セ	レクト		アドバ	バンスト		
			新築		既存·改修	新築	既存·改修	新	築	既存·词	改修	
	項目	基準	当 位 V	公須で該 当する部 立等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	当する部		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) ドアストッパー、ドアクローザー 開き戸には、ドアストッパーやドアクローザーを設置するとともに、吊元側の 隙間が生じにくい仕様の製品を採用するか、指挟み防止カバー等指挟み防止措 置を講じる。				□選択	□選択	■必須		□選択		ドアクローザーを設置し、指挟み防止型建具を採用しています。
		(2) ベビーカー等置場 玄関周辺への平場やクローゼット内(可動式棚配置等による)スペースの確保 により、ベビーカー、三輪車等を置くスペースを設ける。 玄関へのスペース確保が難しい場合は、共用玄関等敷地内に認定住戸数の3分 の2以上の住戸が各1㎡以上を確保できるスペースを確保する。				□選択	選択	■選択		□ 選択		ベビーカー等が置けるスペースを設けています。
1	玄関	(3) 手すりの設置 玄関の出入りのサポートのための手すりの設置がされているか、設置できる構造になっている。				□選択	選択	□ 選択		□ 選択		
		(4) 補助照明の設置 玄関や住戸内廊下に人感センサー付きの照明又は足元灯等の補助照明を設置する。				選択	□ 選択	□ 選択		□ 選択		
		(5) 耐震性能 玄関ドア枠は耐震枠で、JIS (日本工業規格) におけるA4702面内変形追随性の 規定におけるD-3等級同等以上であり、あわせてドアガードも耐震性に配慮し たものとなっている。				□選択	□選択	■選択		□ 選択		左記仕様とします。
		(1) 利便性への配慮 洗面所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とし、給湯温度の制御が可能 な水栓金具とする。 ホース付水栓(シャワー吐水機能付き)とする。				選択	選択	■ 選択		選択		左記仕様とします。
2	洗面所·	タッチレス水栓とする。	بلسط			□ 選択	選択	□ 選択		□ 選択		
2	脱衣所	(2) 手すりの設置 浴室出入りのための手すりの設置がされているか、設置できる構造になっている。				□選択	選択	選択		□ 選択		
		(3) 洗面所暖房機の設置 暖房機を設置するか、後から機器の設置が可能となるコンセント等の設備を施す。				選択	選択	選択		□ 選択		
		(1) 進入防止錠等の設置 浴室のドアには、子供の進入を防止する鍵をおおむね床上1,400mm以上の高さ に設置する。 また、浴室の鍵は、外からの解錠が可能なものとする。	□ 必須		□ 必須 □	□ 必須 □	□必須□□	■ 必須		□ 必須		左記仕様とします。
		(2) 滑りにくい床素材 浴室の床は水に濡れても滑りにくい仕上げとする。				選択	選択	■ 必須		□ 選択		左記仕様とします。
		(3) 手すりの設置				□選択	選択	■選択		□ 選択		手摺兼用のスライドバーを設置しま す。
3	浴室	(4) 呼び出し機能の設置 浴室からリビング等に連絡できる呼び出しチャイム等を設置する。				□選択	選択	■選択		□ 選択		左記仕様とします。
3	作主	<ul><li>(5) 広さの確保</li><li>内法で短辺1,200mm以上、かつ、広さ1.9㎡以上とする。</li><li>内法で短辺1,400mm以上、かつ、広さ2.5㎡以上とする。</li></ul>				選択	選択	■ 必須 □ 選択		選択		左記以上の広さを確保しています。
		(6) 利便性の配慮及び火傷防止 水栓金具は給湯温度の制御が可能なサーモスタット式水栓金具等とする。				選択	選択	■選択		□ 選択		
		カラン等の給湯のための水栓金具は、カランそのものが埋め込み式になっているか、火傷防止カバーが設置されている等の危険防止措置がなされている。				□選択	□選択	□ 選択		□ 選択		左記仕様とします。
		(7) 浴室暖房乾燥機の設置 浴室暖房乾燥設備を設置する。				□選択	□選択	■選択		□ 選択		浴室暖房乾燥設備を設置します。

### 別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

				セー	フティ			セレ	クト			アドバ	シスト		
			新	築	既存・	改修	新	築	既存·	改修	新	築	既存·	改修	
	項目	基準		必須で該 当するがな 位場から チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位場合 チェック		必須で該部 位等が合い チェック		必須で該 当する部 位等がな トエック		必須する が高い がおい がは がよっ の がよっ の の の の の の の の の の の の の	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) 広さの確保 長辺が、内法寸法で1,300mm以上か、便器の前方又は側方について、便器と壁 の距離(ドアの開放により確保できる部分を含む。)が500mm以上を確保す る。					□ 選択		□ 選択		■選択		□ 選択		内法寸法で1,300mm以上の広さを確保 しています。
4	トイレ	<ul><li>(2) 手すりの設置</li><li>手すりを設置する。</li></ul>					□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		(3) 外から解錠できる鍵 扉に外側から解錠できる鍵を設置する。	□ 必須		□ 必須		□ 必須		□ 必須		■ 必須		□ 必須		外から解錠できる鍵を採用していま す。
		(4) 外開き又は引き戸の設置 外開き又は引き戸を設置する。					□ 選択		□ 選択		■ 必須		□ 必須		外開き戸を設置します。
		(1) 対面式キッチンなど子供への目線の確保等 親が家事をしながら子供の様子を見守ることができるよう、対面式キッチンな ど、台所から居間や食事室を見通せる配置・構造とする。					□ 選択		□ 選択		■ 選択		□ 選択		対面式キッチンを設置し、台所から居 間や食事室を見通せる配置とします。
		(2) 親子の交流が生まれる広さの確保 親子が一緒に作業できるよう、ダイニングとキッチンを合わせた広さとして、 10㎡以上を目安に動線や広さにも配慮した間取りとする。					□ 選択		選択		■選択		選択		10㎡以上の広さを確保しています。
		(3) 利便性への配慮 台所の水栓金具はレバー式等操作しやすい形状とするとともに、給湯温度の制 御が可能な水栓金具とする。					□ 選択		選択		■ 選択		選択		左記仕様とします。
-	455	タッチレス水栓とする。 (4) チャイルドフェンスの設置等					選択		□ 選択		□ 選択		選択		
Б	台所	(4) ティルドノエンへの最直等 調理器具等幼児にとって危険なものが多くある台所へ子供が進入しないような 措置として、チャイルドフェンス等が設置できるよう、キッチン入口の形状の 工夫や、壁下地を設ける。					□ 選択		選択		□ 選択		□ 選択		
		(5) 危険防止設備等の設置 コンロ等の調理器はチャイルドロック機能を備えたものにする。 ガス漏れ検知器を設置するなど、更なる危険防止措置を講じる。	□ 必須		□ 必須		<ul><li>□ 必須</li><li>□ 選択</li></ul>		□ 必須 □ 選択		■ 必須 ■ 選択		□ 必須 □ 選択		チャイルドロック及びガス漏れ検知器 を設置します。
		(6) 食器洗い乾燥機の設置 ビルトインタイプの食器洗い乾燥機を設置する。					選択		選択		■ 選択		選択		ビルトインタイプの食器洗い乾燥機を 設置します。
		(7) 耐震ラッチの設置 吊戸棚がある場合、扉に耐震ラッチを設置する。					□ 選択		□ 選択		■ 必須		□ 選択		耐震ラッチを設置します。
6	建具	(1) 開き戸 子供が指を挟まないよう、以下の対策を講じるか、その他指挟みを防止するための対策を講じる。 ○吊元側は子供が指を挟むおそれのある隙間 (5mm以上13mm未満) がない構造とする。扉の開閉の途中の状態も含める。ただし、以上の対応を講じている商品の選択肢が少ない状況に鑑み、当面の間以下対応でも認定基準に適合しているものとみなす。この場合、入居案内等にて入居者に対し周知を行う。 ・主に質貨:指挟み防止商品の配布(設置は住戸購入者に委ねる)・主に賃貸:指挟み防止商品の配布(設置は住戸購入者に委ねる)・主に賃貸:指挟み防止商品の配布(設置は住戸購入者に委ねる)・主に賃貸:指挟み防止商品の配布(設置は住戸購入者に委ねる)・主に賃貸:指挟み防止商品の配布(設置は住戸購入者に委ねる)・主に賃貸:指挟み防止商品の服意・の人口で表で講覧を減衰させるドアクローザー等の機能を設け、風等の外力で急激に扉が閉まらない構造である。・戸側以は仲側に衝撃を吸収する緩衝材等を設けて、手又は足の指を挟んでも障害が生じない構造である。 居室間や主要な通路上に配置される開き戸トイレや洗面所等に配置される開き戸					□ 選択 □ 選択		選択		■ 必須田		選択	F _	指挟み防止商品を配布します。 LDの開き戸はドアクローザーを設置します。 ます。 その他洋室の開き戸は枠に樹脂製戸当 りを採用し衝撃を軽減します。

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

				セー	フティ			セレ	クト			アドバ	シスト		
			新	築	既存·i	改修	弟	築	既存·	改修	新	築	既存	·改修	
	項目	基準		必須で該 当する がお な が よ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ カ		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当するがな 位場から チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(2) 引き戸 100mm程度の引き残しを目安に、取っ手形状や設置位置の工夫により、指を挟まないような措置を講じる。 引き残しが確保できない場合は、軽量かつ自動でゆっくり閉まる機能等を備えた引き戸を使用する。					□ 選抄		□ 選択		■ 必須		□ 選択		50mmの引き残しを確保し、指を挟まない対策をしています。 引き残しがない戸はソフトクローザー を使用します。
		(3) 折戸 扉の開閉中の状態も含め、子供が指を挟むおそれのある隙間 (5mm以上13mm未 満) がない構造とする。					□選扔	!	□ 選択		□ 必須		□ 選択		
		(4) 扉の取っ手など 取っ手をレバーハンドルやプッシュハンドル等の開閉の容易なものとするな ど、取っ手、引き手は使いやすい形状とするとともに、取っ手は面が取られた 形状とするなど、安全性に配慮したものとする。					□ 選排		選択		■ 必須		□ 選択		取っ手等は使いやすい形状とともに、 安全性に配慮したものを使用します。
		(5) ドア内のガラス 大判ガラスの採用など安全性に配慮する必要のある場合は、安全ガラスとする など、割れたガラスの破片による怪我等の防止対策を講じる。					□ 選拼	!	□ 選択		□ 必須	•	□ 選択		
		(1) スイッチ 照明のスイッチを床上900mm程度の高さに設置し、ワイドスイッチにすること により、子供でも使いやすいものとする。					□選掛		□ 選択		■ 選択		□ 選択		床上1000mm程度の高さにワイドスイッチを設置します。
		(2) コンセント 子供がコンセントの差込口を濡れた手で触ったり、金属を差し込んだりすることによる事故を防止するため、シャッター付きコンセントを使用する。					□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
	7 居室	(3) 収納スペースの確保 収納スペースは、収納率(次式で算出したもの)を8%以上確保する。 <算定式> (S1+S2) / 当該住戸の専有部分の面積(㎡)×100 S1:高さ180cm以上の収納部分の水平投影面積(㎡) S2:高さ180cm未満の収納部分の水平投影面積(㎡) × (当該収納部分の高さ(cm)/180)					□選扔		選択		□ 選択		選択		
		(4) 室内物干しスペースの設置 使用しない時には取り外し可能な吊り下げ式やワイヤー物干しを室内に設置する。					□ 選択	1	□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		(5) 壁等の出隅の面取り 壁・柱等の出隅部分及び造り付け家具等の出隅部分に面取りを行い、やむを得ず面取りを行えない場合は、転倒等に対する安全性に配慮した形状・仕上げとする。					□ 選排		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		(6) 家具等の転倒防止 壁に付け長押を設置する等、家具の転倒防止措置を講じることのできるような 構造とする。					□ 選択	!	選択		□ 選択		□ 選択		
		(7) クッション性の高い床素材 転倒による事故防止や防音性を高めるため、床にクッション性の高い材料を使 用する。					□ 選折		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
;	3 バルコ ニー	(1) 足掛かり等への配慮 子供のバルコニーからの転落、転倒するのを防ぐため次の対策を講じる。 ア 手すり子の形状を足掛かりにならない形状とする。 イ 室外機を手すり側に置かない。 ウ 物干し金物及び物干し竿が収納時も含め、足掛かりにならないようにする。 エ 避難ハッチの設置に当たっては、子供が容易に開けられないようにチャイルドロック等の安全機能が付いたものを使用する (消防の指導により使用できない場合はその限りではない)。	□ 必須		□ 必須		□必須	i 🗆	□ 必須		■ 必須		□ 必須		ア該当なしなお、サービスバルコニーは縦格子手摺を採用し足掛かりとならないよう配慮しました。 イ室外機は手摺から離し建物側に設置します。 ウ足掛かりとならない高さに設置します。 ウエサイルドロック付きの避難ハッチを設置します。

別表2-2 住戸内に関する基準(単位空間別の基準)

				セー	フティ		セレ	クト			アドバ	シスト		
				新築	既存·改修	新	築	既存•	改修	新	築	既存・値	改修	
	項目		基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック			必須で該 当するが 位場合 い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当するな 位等かな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		りから転落す	・クの設置 クをバルコニー等に設置する。ただし、これらによじ登って手す ることを防止するために、これらの設備は手すりから600mm以上 :して設置するなどの転落防止措置を講じる。			選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
		(1) 住戸内通路の 住戸内通路の	幅員 幅員は、780mm(柱等の箇所にあっては750mm)以上を確保する。			□ 選択		□ 選択		■ 選択		□ 選択		780mm以上の幅員を確保しています。
9	住戸内通 路及び出 入口	(玄関及び浴 あっては引き 口については	の幅員 、ロ (バルコニーの出入口及び勝手口等の出入口を除く) の幅員 室の出入口については、開き戸にあっては建具の厚み、引き戸に 残しを勘案した通行上有効な幅員とし、玄関及び浴室以外の出入 、、軽微な改造により確保できる部分の長さを含む。) は750mm 口にあっては600mm) 以上を確保する。			選択		□ 選択		選択		□ 選択		
10	住戸内階 段	ホームエレベア 勾配が22 mm以下が が ウア に掲げから3000 するのと (7) 90度 の の (4) 90度 (7) 180月	る階段は、次に掲げる基準に適合しているものとする。ただし、 - ターが設けられている場合を除く。 2/21以下で、けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650 はあり、かつ、踏面の寸法が195mm以上であること。 30mm以下であること。 30mm以下であること。 でる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端 mmの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当 ドにあっては、アの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しな ・する。 延屈曲部分が下階の床から上3段以内で構成され、かつ、その踏面 をい方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分 を屈曲部分が発り場から上3段以内で構成され、かつ、その踏面の が方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分 度屈曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の を配曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の を配曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の を配曲部分が4段で構成され、かつ、その踏面の を配曲部分が4段で構成され、かつ、その路面の を配曲部分が4段で構成され、かつ、その路面の をの形状が			□ 選択		□ 選択		□必須	•	選択		
		の高さが800m	側(勾配が45度を超える場合は両側)に、かつ、踏面の先端から mから850mmまでの位置に設けられている。			□ 選択		□ 選択		□ 必須		□ 選択		
			ェンスの設置等 危険が伴うと考えられる場所への子供の進入を防止するため、 エンス等が設置できるよう、壁下地を設ける。			□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
11	テレワー クスペー ス		ペースを確保するとともに、テレワークに必要な設備(照明、 可能なインターネット環境、コンセント等)を整備する。			□ 選択		□ 選択		□ 選択		選択		
12	その他	その他、子育	てに配慮した住宅計画における工夫を行っている。			選択		選択		■選択		□ 選択		子供と並んで使える広めの洗面台を設置します。 防音対応の床材を使用します。 ZEI取得を目指した仕様を採用し、住環境向上の工夫をしています。
			適合項目数	必 0 運 0	必 須 0	必須選択	0	必須選択	0	必須選択	12	須	0	

別表3-1 共用部分に関する基準(基本性能等に関する基準)

					セー	フティ			セレ	クト			アドバ	ンスト		
				新	築	既存・	改修	新	f築	既存	·改修	新	築	既存・	改修	
	項目		基準		必須で該 当するがな 位場か チェック		必須で該 当するがな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	-	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当するがな 位場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
1	転落防止 ・落下物 による危 険防止	た を たと で た を た を た た を た た を た た を た た を を た た を を か た と に 部 手 が と に 部 手 が と に 部 手 が と に 部 手 が り 原 皿 腰 り さ る と る と で か で か す の 存 る 入 の で か で か か で か で か か で か で か か で か	高さ  床面(階段にあっては踏面の先端)から1,100mm以上(1,200  奨)に達するよう設けられていること。 等には、足がかりとなりにくい措置を講じること。 が、床面(階段にあっては踏面の先端)及び腰壁等(腰壁等 (650mm未満の場合に限る。)からの高さが800mm以内の部分に のの相互の間隔は、内法寸法で110mm以下(90mm推奨)であ ・日常の利用に供する屋上の手すりは、床面から1,800mm以上 達するよう設置すること。	□ 必須		□必須		□ 必須		□ 必須		■ 必須		□ 必須		転落防止のための手すりは、足がかりがなく、子供が容易によじ登れない形状とします。 ア左記仕様とします。 イ屋外階段は内法寸法80mmの手摺子を採用しています。 ウ該当なし
			や階段の直下に道路、通路、出入口がある場合は、落下物に 措置を講じること。	□ 必須		□ 必須		□ 必須	Ī 🗆	□ 必須		■ 必須		□ 必須		屋外階段出入口に庇を設置します。
2	転倒防止	は、雨に濡れ	に至る通路及び共用階段、共用階段、共用廊下等の床の床面 る等の使用環境を考慮した上で、子供や妊婦が安全に利用で りにくい材料を使用する。					□ 選択	3	□ 選択		■ 必須		□ 選択		滑りにくい材料を使用します。
3	衝突防止	ラスは、衝突	ホールやキッズルーム、集会所等にある面積の大きな透明ガ による事故を防止するため、安全ガラスとするか、衝突防止 等の視認性を高める措置を講じる。			□ 必須		□ 必須	i 🗆	□ 必須		■ 必須		□ 必須		衝突防止シールを使用します。
4	避難経路 における 安全確保		る建具の握り手が握り玉形式のように握力が必要なものや、 よる形式でなく、レバーハンドル形式等子供にも使いやすい					□ 選択	3	□ 選択		■ 必須		□ 選択		レバーハンドルを採用しています。
5	敷地内通 行の安全 確保	敷地内の歩道	と車道は分離し、歩行者の安全を確保すること。					□ 選択	3	選択		■ 選択		□ 選択		車・バイクの出入口と歩行者の出入 口及び自転車出入口を分離していま す。
		以下に例示す	るものなど、防犯対策を講じるていること。													
6	防犯対策	防犯カメラの	設置等の防犯対策を講じること。					□ 選択		□ 選択		■ 選択		□ 選択		防犯カメラを設置します。
		中廊下型やコ クシステムを	ア型の住棟など共用部が閉鎖空間となる場合は、オートロッ 導入する。					□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
			るものなど、防災に関する対策を講じていること。													
			住宅の登録を受けている。					□ 選択	7	□選択		□ 選択		□ 選択		
7	防災対策	防災備蓄倉庫 防災対策を講	、防災井戸、マンホールトイレ、情報共有体制の構築などの じている。					□ 選択		□ 選択		■ 選択		□ 選択		防災倉庫を設置します。備蓄品は弊 社設計基準通りです。
			自家発電設備などの電気設備を上階に配置しているか、浸水 ドアップや止水版・防水扉などの対策を講じるとともに土嚢 行っている。					□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
	省エネ・	以下に例示す こと。	るものなど、省エネ・再エネ対策に関する対策を講じている													ZEH及び低炭素認定申請予定(10月中
8	再エネ対		住宅やZEHの認証を取得している。					□ 選択		□ 選択		選択		□ 選択		旬)です。
	策		備及び蓄電池設備の設置等再エネの取組を講じている。					□ 選択	_	□ 選択	_	■選択		選択		太陽光パネルを設置します。
		•	No. 6 or 7 - 1/4	必須	0	必須	0	必須	0	必須	0	必須	5	必須	0	
			適合項目数	選択	0	選択	0	選択	0	選択	0	選択	5	選択	0	

別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

			セーフ	'ティ	4	セレクト			アドバ	ンスト	
			新築	既存·改修	新築	既存·改	で修	新纲	堯	既存·改修	
	項目	基準	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	必須で該 当する 位等 が い 場合 チェック	必須で 当する 位等が い場合 チェッ	5部 がな 位 い	公領で該 当する部 立等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位 場合 い 場合 チェック	必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック	
		(1) 各戸から敷地外までの経路のうち、一つ以上を特定経路として、段差を設けない経路とする (2階建ての場合は1階にある住戸から敷地外までの経路とする。)。			選択	選択		■ 必須		□選択	段差のない特定経路を設けています。
		(2) 特定経路にかかる排水溝には、ベビーカーの車輪が挟まらない溝蓋を設置する。			□選択	□選択		■ 必須		□選択	ベビーカーの車輪が挟まらない溝蓋を 設置します。
	アプロー	(3) 敷地内通路及び共用廊下の幅員は1.2m以上を確保し、高低差のある部分には 次の基準に適合する傾斜路を設ける。 ア 傾斜路の幅員は、階段に代わるものは1.2m以上、階段に併設するものは 0.9m以上とし、勾配は1/12以下とする。高さが80mm以下の場合は1/8を超									1
1	チ、共用廊下	えないものとすることができる。  イ 高さが160mmを超えるものにあっては手すりを少なくとも片側に、かつ、 床面から800mmから850mmまでの位置に設置する。端部は原則、壁側又は 下側に曲げたものとするなど突出しないこと。			□選択	選択		■ 必須		選択	幅員は1.2m以上を確保しています。ア ブローチは水勾配のみ設け、高低差は ありません。
		ウ 高さが750mmを超える箇所に設ける場合にあっては、高さ750mmごとに踏幅が1,500mm以上の踊り場を設ける。 エ 傾斜路の始点又は終点に、ベビーカーや車いす等が安全に停止できる平									
		坦な部分を設け、両側に側壁又は立ち上がりを設ける。 (4) 転倒防止のため、床面からの高さが800mmから850mmの位置に手すりを設け						_		/	
		る。手すりを設ける場合は、端部は原則、壁側又は下側に曲げたものとするなど突出しないこと。			選択	選択		選択		選択	
		地上階数3以上の場合は、エレベーターを設置する。設置する場合は次の基準に適合していること。 (1) 出入口有効幅員800mm以上、奥行き1,150mm以上とする。									/
		<ul><li>(2) かご内を見渡せる窓又は防犯カメラを設置する。</li><li>(3) 非常時に外部に連絡できる装置が設置されているなど、安全に対処できるよう配慮されている。</li></ul>			□選択	/ □ 選択		■ 必須		□選択	左記仕様のエレベーターを設置しま
2	エレベーター	(4) かご内及び乗降ロビーに、現在位置を表示する装置を設置する。 同一乗降ロビー内にエレベーターが複数ある場合、乗降ロビーにホール ランタンや到着予報チャイムなど、到着を知らせる設備を設置する。			選択	選択		■ 必須		選択 /	す。 
		(5) かご内の操作盤は、誰もが簡単に操作できるものとし、また、混雑時で も手が届きやすい位置に設ける。					<i>'</i>				In the second with the second
		(6) 地震時管制運転装置及び戸開走行保護装置を設置する。			□選択	選択		■ 必須		□選択	地震時管制運転装置及び戸開走行保護 装置を設置します。
		(7) 非接触型ボタン等の設備を備えたエレベーターを設置する。			選択	選択		□ 選択		選択	
		(1) 共用階段の形状等は次の基準に適合していること。 ア けあげの寸法は200mm以下、踏面の寸法は240mm以上及び蹴込み寸法は30mm以下とする。									
		イ 最上段の通路等への食い込み及び最下段の通路等への突出を避ける。 ウ 蹴込み板を設置し、段鼻を突出させないようにする。 エ 踏面にはノンスリップを設け、踏面と同一面とする。									
		エ 婚面にはノンスリックを設り、婚面と同一面とりる。 オ オ 階段及び踊り場の幅は以下による。ただし、屋上又は直上階のみに通じ る共用階段及びその踊り場の幅は、850mm以上とすることができる。									左記仕様とします。
3	共用階段	階段室型住棟 廊下型住棟屋内階段 廊下型住棟屋外階段 1,000mm以上 1,200mm以上 900mm以上			選択	選択		■ 必須		選択	なお、2段手摺は設置しません。 照明は段鼻で21x以上を確保しはっきり 認識できる仕様としています。
		カ 転倒防止のため、手すりを踏面からの高さが800mmから850mm程度の高さ の位置に設ける。手すりの端部は200mm以上水平に伸ばすこととし、端部 を壁面又は下部に曲げること。									
		キ 2段手すりを設置する場合は、上段が850mm程度、下段が650mm程度の高さとする。									
		ク 踊り場にも連続した手すりを設置する。 ケ 共用階段の段差がある部分の照明は、段鼻等がはっきり認識できる照明、角度、位置とする。									

別表3-2 共用部分に関する基準(単位空間別の基準)

					セー	フティ			セレ	クト			アドバ	ンスト		
				亲	<b>斯築</b>	既存・	改修	新針	築	既存·	改修	新	築	既存:	改修	
	項目		基準		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当するが 位等がな い場合 チェック		必須で該 当する部 位等がな い場合 チェック		必須で該 当するが 位場かない場合 チェック		必須で該 当するが 位等かない場合 チェック		必須で該 当する部 位等がない場合 チェック	表記のある図面番号、計画の内容等
		(2) 足元灯を使用	し、安全面での更なる配慮をする。					□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
4	共用玄関	ア 幅員800m イ 共用玄関 ウ 管理人室 設置する エ 共用玄関 オ 共用玄関 オ 共自動施	の基準に適合していること。 m以上とする。 の扉は自動ドアとし、前後に段差を設けない。 を設ける場合は、共用玄関を見渡せる位置又は近接する位置へ。 は、周囲からの見通しが確保された位置にあること又は防犯力置等により見通しを補完する対策が講じられていること。 の扉をオートロックにする場合は、共用玄関以外の共用出入口錠機能付きの鍵を備えたドアとする。 付近に郵便受けを設置する。					□ 選択		選択		■ 必須		選択		左記仕様とします。
		(2) 宅配ボックス						□ 選択		□ 選択		■ 選択		□ 選択		宅配ボックスを設置します。
		(3) 小児用モード	、小児用パッドのあるAEDを設置する。					□ 選択		□ 選択		□ 選択		□ 選択		
5	危険個所 等への進 入防止	う、柵の設置	、機械室等、子供にとって危険な箇所に簡単に進入できないよ や鍵を設置する等の対策を講じる(消防の指導により設置でき の限りではない)。		頁 🗆	□ 必須		□ 必須		□ 必須		■ 必須		□ 必須		侵入防止柵及び管理扉を設置します。
6	ごみ集積所	集積所を設置	ては、入居後の利用者の利便性や維持管理、安全管理等にも配		頁	□ 必須		□ 必須		□ 必須		■ 必須		□ 必須		国立市と協議し、必要に応じたごみ集 積所を設置します。住居後の利用者の 利便性や維持管理、安全管理等にも配 慮した設計をしています。
7	自転車置場	ともに、子供 場合は、屋根 所管の自治体	において定めている設置基準等を満たした自転車置場とすると 用自転車等を平置きできるスペースを設ける。屋外に設置する 付とする。 に設置基準等がない場合は、各住戸につき、2台以上を置くこ 転車置場を設置する。					□ 選択		選択		■ 必須		選択		台数は自治体基準を満たした設計をしました。子供用自転車は下段のスライドラックや平置きスペースに駐輪可能です。駐輪場は屋根付きです。 なお、駐輪ラックのレール幅は子供載せ用電動自転車のタイヤ幅が入るものを選定しています。
8	ワーキン グスペー ス	ングスペース ア 複数の利 イ セキュリ セント等	ベース等を設置する場合、以下に例示するようなものでワーキ 等を運営する上で有効と認められる設備、備品を設ける。 用者が一度に利用できる机、椅子 ティが確保されたWi-Fi等のインターネット環境及び照明、コン の設備 個室や可変可能なパーテーション					□ 選択		選択		選択		□選択		
			海人压口业	必須	0	必須	0	必須	0	必須	0	必須	10	必須	0	
			適合項目数	選択	0	選択	0	選択	0	選択	0	選択	1	選択	0	

別表4 子育て支援施設やキッズルーム等に関する基準

項目	基準     セーフティ     セ       新築     既存・改修     新築		セレ	セレクト		ジスト	まおのなる図示妥具 社画の内穴体	
垻日			既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	表記のある図面番号、計画の内容等
子育で支 1 接施設	子育て支援施設の設置に当たっては、施設の用途により関係法令、基準等を遵守すること。 また、公共施設の場合は当該施設の所管となる自治体と事前に協議を行うこと。 なお、認可外保育施設の設置に当たっては、認可外保育施設に対する指導監督要終 (昭和57年6月15日付56福児母第990号。(以下「指導要綱」という。)) に定める認可外保育施設指導監督基準を遵守するとともに、設置後直ちに指導要綱に定める届出を行うこと。 また、一般住宅部分と動線や配管等を分離すること。			□ 選択	□ 選択	選択	□ 選択	
2 キッズルーム	キッズルームを設置する場合、仕様等については別表2及び別表3の規定を準用するほか、以下に例示するようなものでキッズルームを運営する上で有効と認められる設備、備品を設ける。 ア 授乳やおむつ替えのできるスペース イ 共用トイレ ウ テーブル、椅子等の歓談用の家具 エ 本、おもちゃ等の収納スペース			□ 選択	選択	選択	選択	
集会室や 3 交流ス ペース	集会室や交流スペースを設置する場合、仕様等については別表2及び別表3の規定を準用する。ただし、施設の用途により関係する法令、基準等の定めがある場合は、それぞれの法令、基準等を遵守すること。 集会室、交流スペースは前項のキッズルームを兼ねることができる。その場合は前項の基準を満たす。			□ 選択	選択	■選択		エントランスホールは家具等配置 し、人が集える空間づくりを行いま す。
4 屋外ス	(1) 屋外スペースを設置する場合、以下に例示するような居住者のコミュニティ形成上、有効と認められる設備、備品を設ける。 ア 砂場や滑り台 イ 共用の手洗い場やトイレ ウ ベンチや日陰スペース エ 植栽、芝生、花壇			□ 選択	□ 選択	□選択	□ 選択	
4 ペース	(2) 住民同士で野菜等を育てることで交流を図るための菜園スペースを設置する場合、 以下に例示する居住者のコミュニティ形成上、有効と認められる設備、備品を設ける。 ア 散水や手洗いのできる水栓 イ 共用道具を収納する物置 ウ 収穫した作物を調理する設備			選択	選択	選択	選択	
適合項目数			選 0	選 (0	選 10	選 1	選 10	

### 別表 5 管理・運営に関する基準

	項目 基準		セーフティ		セレクト		アドバンスト		まむのも 7 図 素楽 見、 乳面の 内容質
(現内)		<b>签</b> 平		既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	表記のある図面番号、計画の内容等
		(1) 入居要件等の設定における配慮 以下に例示するものなど、子育て世帯の入居への配慮をすること。 ア 入居世帯の一定数以上を子育て世帯とする。 イ 低層階を子育て世帯向けとし、上階をその他世帯向けとする。 ウ 賃貸住宅について、子育て世帯向けの家賃減額を実施する。 エ 子育て世帯の募集期間を優先的に設ける。 オ 賃貸住宅について、内装のDIYを認め、原状回復義務を一定程度免除するなどの措置を講じる。 (2) 適切なタイミングでの必要な情報の提供			選択	選択	選択	選択	
1	住宅、 等 りので 事 項	以下に例示するものなど、必要な情報を提供すること。 ア 入居者募集時 (7) 子育で支援施設の併設、子育で支援サービスの提供、子育で支援のための設備の工夫、地域の子育で支援情報などを募集・販売広告やホームページ等に掲載する。 (4) 認可保育所等入所選考が一般公募となる子育で支援施設の併設の場合、居住者優先入所制度等はないことを確実に説明する。 (5) 子育で支援施設を併設する場合は、所管する自治体にで定めるルール等を説明する。 (6) 子育で世帯以外の世帯の応募があった場合は、当該住宅が子育でに配慮した住宅であることを説明する。 (7) 人居者契約時 (7) 入居者募集時に情報提供した各種情報について、改めて資料等により分かりやすく説明する。 (4) 入居者が子育で支援サービスの個別契約等を締結する必要がある場合、関連事業者が連携し、売買契約や賃貸契約時に当該契約が締結できるよう配慮する。 (5) 自転車置場やごみ集積所等共用部分について、駐輪位置等やごみ出しのルールを定め、確実に説明する。 (5) 自転車置場やごみ集積所等共用部分について、駐輪位置等やごみ出しのルールを定め、確実に説明する。 (5) 集会室やバーベキューコーナー等を設置する場合は、責任者を明確にするとともに、使用方法、使用時間、費用負担等の基本的事項のほか、「人と人との距離の確保」など基本的な抗ウィルス対策や、状況に応じた対応を徹底することをルールを定め、確実に説明する。 また、運用開始前に近隣住民に対し説明を行う。 (6) キッズルームや屋外スペースなど、子供が遊ぶ場については特に事故防止に加え、基本的な抗ウィルス対策を講じることや、状況に応じた対応を徹底することなど、使用方法や使用時間等のルールを定め、確実に説明する。			□ 選択	選択	■ 必須※	□ 必須 ※	適切なタイミングで必要な情報提供 を行います。

別表 5 管理・運営に関する基準

項目		基準     ***		ーフティ		セレクト		バンスト	
				既存·改修	新築	既存·改值	新築	既存·改修	- 表記のある図面番号、計画の内容等
1	生宅計 重 からで 事 事 項	(3) 子育で支援サービスの提供における配慮 以下に例示するものなど、子育で支援サービスの提供等を行うこと。 子育で支援サービスの提供に当たっては、サービスの種類により関係法令、基準等を遵守するとともに、必要に応じて当該サービスの所管となる自治体と事前に協議を行うこと。 ア 近隣保育施設等と連携した育児相談や一時預かりサービスの提供 イ 近隣医療施設等と連携した夜間診療や訪問診療などの実施 ウ ベビーシッターなどの訪問保育サービス エ 子育で等の電話相談実施団体と連携した相談サービスの提供 オ その他子育で支援サービスとして知事が認めたもの 子育で支援サービスの提供に当たり、以下に例示するものなど、必要なルール等を定めること。 ア サービス提供に当たり、必要に応じて費用負担や運用ルールを定めること。特に共用部分の使用ルール、管理ルール等は確実に定めること。 イ 子育で支援サービス提供者と提携したサービスを利用する際は、提供先と契約書を取り交わし、利用に関する費用、契約期間、サービスの提供頻度等を取り決めること。			□ 選歩	選抄 ※	選 ※	₹ □ 選択	
2	安心して 日常生活 を送るた	(1) 基本的なルールの継続的な周知徹底 自転車置場の使用方法、ごみ出しのルール、集会室やキッズルーム、屋外スペースの使用方法等について は、事前に定めたルールを掲示板への掲示や回覧等で定期的に周知するなど、ルールが守られるよう、継続 的に周知していくこと。			□ 選択	□ 選排	■ 必※	□ 必須	メールコーナーに掲示板設置し、継 続的な周知を図ります。
	めの配慮 事項	(2) 子育て支援情報等の継続的な提供 子育てに関する相談窓口や地域の子育て支援施設などの地域の子育て支援情報など子育てに関する様々な情報を掲示板への掲示や回覧等で定期的に周知を行うなど、継続的に周知を行っていくこと。			□ 選択	□ 選排 ※		□ 必須※	メールコーナーに掲示板設置し、継 続的な周知を図ります。
3	コミュニ マン マン マン マン で で あ で あ り で れ の た り の た り の の あ り り の り り り り り り り り り り り り り	(1) 入居者間の交流の機会の創出 入居者間のコミュニティが形成されていくきっかけをつくることを目的として、以下に例示する取組などを年に数回、継続的に実施する。 ア ウェルカムパーティー イ 共有スペースを活用した絵本の読み聞かせ会 ウ 不要になった子供用品の貸し借り会、フリーマーケット エ 子育ておしゃべり会、パパ会、ママ会 オ 餠つきやラジオ体操などのイベント カ 防災訓練や防災マップ作成会議 キ 住宅の自治会などによる各種イベント ク WEBの活用など「新しい日常」を踏まえた新たなコミュニティ形成のためのイベント等			□ 選択	選抄 ※	□ 必※	□ 必須	ジェイグランブランドの特徴として「Make PLACE (メイクプレイス)」を提唱しています。 シュニティが形成しやすい場づくりを始め住居者専用メディアを立上げ自主的交流を促す予定です。その他定期的な防災訓練等も実施予定です。
		(2) 地域の人との交流の機会の創出 地域コミュニティとの交流のきっかけをつくることを目的として、以下の例示する取組などを年に数回、継続的に実施する。 ア 地域の人も参加できる餠つきやラジオ体操などのイベント イ 町会・自治会、子供会などの地域の組織が主催する防災活動、防犯活動やお祭りなど様々な取組への参加 ウ 地域で活動しているNPO等と連携した地域交流イベント エ WEBの活用など「新しい日常」を踏まえた新たなコミュニティ形成のためのイベント等			□ 選択	選抄 ※		₹ □ 選択	
		適合項目数	必須 - 選択 0	必須 一 選 0	必須 - 銀択 0	必須 — 選択 0	必須 4 選択 0	必須 0 選択 0	

<sup>※</sup> 募集パンフレット、ホームページ、入居の案内書等により、適切なタイミングに必要な情報、ルール等を周知するとともに連携先と必要な契約等を締結する。

# 別表6 区市町村からの意見の反映に関する基準

項目	基準	セーフティ		セレクト		アドバンスト		表記のある図面番号、計画の内容等	
次口		<u>क्ट भं</u> -	新築	既存·改修	新築	既存·改修	新築	既存·改修	
区市町村 1 からの意 見の反映	援サービス提	定する、区市町村からの子育て支援施設等設置又は子育て支 供に関する意見を反映して、子育て支援施設等の設置又は子 ビスの提供を実施すること。			□ 選択	選択	□ 選択	□ 選択	
		適合項目数	選 10	選 (7)	選 0	選 0	選 0	選 7	